## 地方交付税の総額確保と制度堅持に関する意見書

昨年11月に政府・与党が合意した「三位一体の全体像」の中では、平成18年度も「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」としています。しかし、財界・財務省は、「財政保障機能の縮小に向け、地財計画の規模の縮減」等を主張し、今年6月に決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(「骨太の方針」)でも、地方交付税について「地方歳出を見直し、抑制する」と述べ、地方交付税の総額の抑制と財源保障機能を縮小する動きが強まっています。言うまでもなく、地方交付税は、「国が地方に代わって徴収する地方税」としての性格を有する地方公共団体固有の財源であり、地方税と並んで極めて重要な財源であります。総額の抑制等が実施されれば、地方自治の根幹を揺るがすとともに、福祉施策の充実をはじめ地域の行政需要に応える上で重要な障害となることは明らかであります。

よって政府及び国会に対し、以下の点について実現されるよう強く求めるものであります。

記

- 1 地方財政運営に支障をきたすことのないよう、平成18年度の地方交付 税・一般財源の総額を確実に確保すること。
- 2 地方交付税の財源保障機能を縮小せず、地方交付税制度が果たす財源調整・財源保障の両機能を堅持し、その内容の充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年10月4日

宮城県名取市議会議長渡辺至男

内閣総理大臣 殿衆議院議長 殿

参議院議長殿総務大臣殿財務大臣殿